

マイナンバーカードで生活を便利に

日常生活の中でも、マイナンバーカードを利用できる場面が増えていきます。まだ持っていない人は、この機会にカードを作りませんか。



カードを作るメリット

- 顔写真入りの公的な身分証明書として利用できます。
- 全国のコンビニなどで、住民票の写し、印鑑登録証明書などの証明書が取得できます。
- 健康保険証として利用できます。

● マイナポータルから、転出や子育て・介護に関する手続きや、自身の情報(薬・医療費など)の確認ができます。

カードを作るには

スマートフォンや郵送で申請
地方公共団体情報システム機構(J・L・I・S)から送付された交付申請書で申請できます。

市民生活課の窓口で申請

顔写真の撮影を含めたオンライン申請の手続きを、無料でサポートします。

日時／平日の午前8時30分～午後4時30分

必要なもの

- ① 個人番号カード交付申請書

窓口より手数料が100円お得

各種証明書をコンビニなどで手軽に取得

コンビニやスーパーマーケットなどに設置されているマルチコピー機で、各種証明書が簡単に取得できます。

利用できる時間

午前6時30分～午後11時

※各店舗の営業時間内で、年末年始やシステムメンテナンス日を除く。

必要なもの

- 利用者証明用電子証明書を格納したマイナンバーカード
- 利用者証明用電子証明書の4桁の暗証番号



- ② 通知カードか個人番号通知書
- ※①②がなくても申請できます。
- ③ 本人確認書類(左記のA2点、A1点とB1点、B2点のいずれか)
- A 運転免許証やパスポートなど顔写真入りのもの
- B 資格確認証や学生証など「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載されたもの
- カードの更新を忘れずに
電子証明書の暗証番号は5年、総合フリーダイヤル 0120・95・0178
- カードの交付申請について
市民生活課管理班 ☎62・5325
- マイナンバーカードについて
総合フリーダイヤル ☎0120・95・0178

問い合わせ先

● カードの交付申請について

市民生活課管理班

☎62・5325

● マイナンバーカードについて

総合フリーダイヤル

☎0120・95・0178

地域生活支援拠点事業

障がいのある人を支えるために登録を

障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、介護者の急な不在、親亡き後を見据えて、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域全体で支える取り組みです。

もしものときに備えて利用者登録を

家族の急な入院などの緊急事態に備え、適切な障がい福祉サービスが受けられるように、利用者登録をしましょう。

対象／市内在住で次のいずれかに該当する人

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を持っている
- 自立支援医療(精神通院医療)を利用している
- 指定難病などの療養をしている
- 療育が必要な児童・生徒

※すでに障がい福祉サービスを利用している人は、登録があるものと見なされるので、登録は不要です。

地域生活支援拠点の事業所登録

事業の実施には、地域生活支援拠点の機能を担う事業所

が必要です。登録を希望する場合は問い合わせてください。

事業所などを対象に研修会を開催

日時／9月2日(火) 午後1時～

場所／市役所1階 市民ホール

テーマ／地域生活支援拠点等について学ぼう

定員／70人

申し込み方法／QRコードを読み取り専用フォームから申し込むか、旭市基幹相談支援センター海匠ネットワークに問い合わせてください。

利用者登録や事業所登録など、くわしい内容は、市ホームページで確認できます。



研修会申し込み



市ホームページ

申し込み・問い合わせ先

社会福祉課障害福祉班 ☎62-5351)

旭市基幹相談支援センター海匠ネットワーク ☎60-2578)